

# 相続税はいつまでに払うの？

## 相続税の支払い

**原則 = 10カ月以内に現金で納付！**

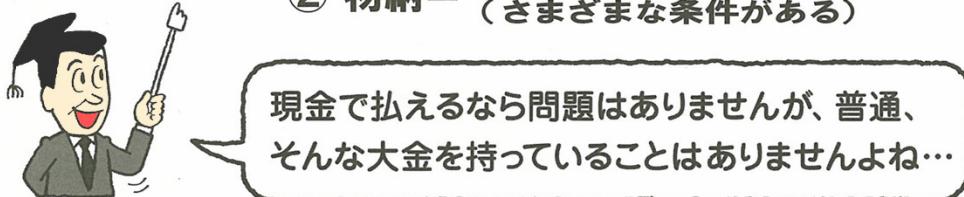
相続税は、原則として10カ月以内に申告し、同時に現金で納付します。ということは取りも直さず、人の一生の総決算、人生の棚卸を、わずか10カ月で行わなければならないということです。

この間、さまざまな書類を揃え、法律のルールにしたがって煩雑な手続きをしなければなりません。例え専門家の手を借りても、そうとうバタバタします。当然、間違いや財産の把握漏れも出てきます。相続人同士でギクシャクすることもあります。こうした混乱を防ぐ最善の方法は、ご本人が元気なうちに相続税額を計算するなど、ある程度準備しておくことです。

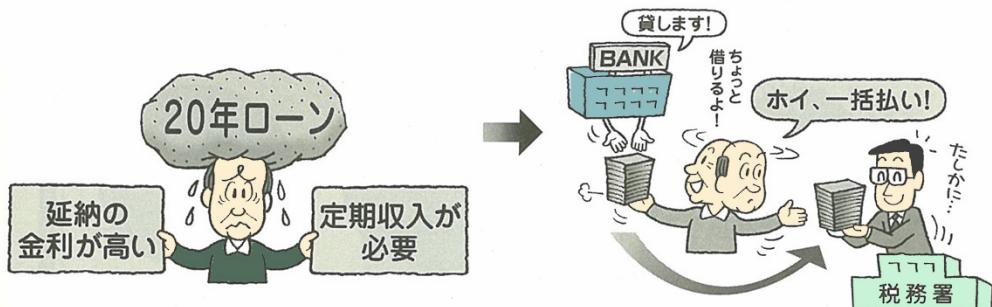
### 特例

① 延納=20年間の分割納付(年賦)

② 物納= 相続財産そのもので納付  
(さまざまな条件がある)



## ① 延納の場合、例えばこんなことが……



これまで、相続税の納付方法は、①現金一括払い②延納③物納と選択順位が決まっていて、延納を選んだ後に物納に変更することは認められていませんでした。しかし、平成18年度の税制改正で、同年4月1日以後に開始した相続については、延納を選んだ後に相続人の資産状況の変化などで納付が困難になった場合、申告期限から10年以内に限り、それまで払った分を差し引いた残額を限度として、物納を選択できるようになりました。

## ② 物納の場合も、それなりに大変……



物納も、平成18年度の税制改正で、大幅にルールが変わりました。旧法では申告期限までにとりあえず物納申請書を提出しておけば、測量や境界確認などの条件整備はその後に行ってもよいとされていました。しかし、これでは収納までに時間がかかり過ぎるということで、新法では物納に相応しくない財産を「物納不適格財産」と「物納劣後財産」の2段階に分けて明確化し、審査期間の短縮を図っています。結論が早く出ること自体は大歓迎ですが、申請時に測量図や境界確認書などの提出が義務づけられ、時間的な制約が非常に厳しくなりました。今後、物納をしようと思ったら、相続開始前に条件整備をしておく必要があります。何もしていないと、手離したくない土地を物納することにもなりかねません。